

被買収会社の不適切な会計処理に対する「解決金」の性格

～損害賠償金か取得対価の返還か～

—東京地裁令和2年8月6日判決⁽¹⁾—

税理士 尾川 望

はじめに

近年 M&A の件数が増加しているといわれている⁽²⁾。M&A を行う場合、通常その契約に至る過程でデューデリジェンスが行われるが、時間的な制約もあり、また相手が必ずしも誠意のある対応を行ってくれない場合もあり得る。

本件は、株式公開買付けにより子会社化した法人（以下「対象会社」という。）において不適切な会計処理がなされていたことが発覚したことにより、対象会社の株主であり、代表取締役でもあった者らに対して提起した訴訟により取得した「解決金」が損害賠償金か株式の取得対価の返還かについて争われた事案である。今後も増加することが予想される M&A 事案への対応として参考になるものと思われる。

1 事案の概要

原告は、対象会社の代表取締役であるとともに大株主であった D（以下「D 氏」という。）との間で、対象会社の株式の公開買付けに係る応募契約（以下「本件応募契約」という。）を締結した上で、対象会社の株式についての公開買付け（以下「本件公開買付け」という。）を行い、その後対象会社の発行済株式の全部を所有するに至った。しかし、対象会社において不適切な会計処理が行われていたことが判明したことから、対象会社とともに、D 氏及び E 氏（D 氏及び E 氏は、株式売買当時対象会社の代表取締役であった。）に対する損害賠償を求め

る訴え（以下「本件別訴」という。）を提起した。そして、D 氏外 1 名及び本件別訴の補助参加人 F 氏が原告に対し「解決金」名目で連帯して 1 億 4000 万円（以下「本件解決金」という。）の支払義務があることを認める旨の条項を含む訴訟上の和解（以下「本件和解」という。）が成立し、原告は本件解決金を受領した。

これを受けて原告は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）の法人税について、本件解決金の額を益金の額に算入するとともに、子会社株式評価損勘定を用いて本件解決金の額と同額を損金の額に算入して確定申告及び修正申告をし、この計算を前提として平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの課税事業年度（以下「本件課税事業年度」という。）の地方法人税の確定申告及び修正申告をした。それに対して処分行政庁は、当該評価損の対象とされた株式についてその評価損を損金の額に算入することができる事実は生じていないなどとして、上記法人税及び上記地方法人税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件各更正処分等」という。）をした。そのため原告が、これらの取消しを求めた。

2 主たる争点

本件の争点は、主として、本件解決金の額が本件事業年度の益金の額に算入すべき金額であるか否か、具体的には、本件解決金が、損害賠償金として支払われたものであるか、本件 D 氏

所有株式の取得対価の返金として支払われたものであるかである。

3 当事者の主張

3-1 原告の主張

(1) 売買代金の減額に関する税務実務の取扱い
「法人税基本通達7-3-17の2（以下『本件通達』という。）及び国税庁ウェブサイト上の『減価償却資産を事業の用に供した後に購入代価の値引きがあった場合の処理』と題する事例（以下『本件質疑応答事例』という。）は、固定資産又は減価償却資産について取得対価の返還が合意された場合には、法人税の解釈実務上、返還分として受け取った金員は当該資産の取得価額の減額と取り扱われていることを示しているところ、このような考え方は有価証券の売買においても適用されるべきものであり、実際に、国税不服審判所平成18年9月8日裁決（以下「平成18年裁決」という。）は有価証券の譲渡に関して同様の考え方に立っている」。したがって、「売買契約の当事者間において代金額の前提とされた条件の不充足により当初の代金額が目的物の経済的価値に比して過大となったことに基づき、売買当事者間において当初の代金を減額する旨の合意が成立した場合、買主が代金の減額分として返金を受けた金員は、税務上、売買目的物の取得価額の減額として取り扱われ、買主の益金の額に算入されないと解される」。

(2) 和解調書の記載に基づく検討

前記の売買代金の減額に関する税務実務の取扱い及び本件和解成立の経緯によれば、「本件和解条項の第2項の趣旨は、本件解決金の私法上の法的性質を株式取得対価の過大分を減額するものとすることにより、本件解決金に対する課税を避けることにあったといえる。そして、原告がこのような趣旨で原告ら案の提案をしたこと、原告ら案でなければ税務上の理由から本件和解に合意できないことは、本件別訴裁判所を通じて明確にD氏らの代理人に伝わり、同人らは、原告ら案の趣旨を十分に了解した上で本件和解に応じたものである。そうすると、本件

和解条項第2項を含む本件和解の内容は、上記実務を熟知する立場にある弁護士であれば通常想定する法律関係、すなわち、本件D氏所有株式の売買代金の減額分の返還として本件解決金を支払う旨の合意であると解するほかない」。

(3) 本件和解の経緯等に基づく検討

本件別訴においては、「第4回和解期日が開かれ、原告側弁護士は、本件別訴裁判所に対し、被告ら案の場合、本件解決金に課税されることで和解において回収した額の4割弱に相当する金額を納めることとなる一方、原告ら案の場合、本件解決金に対し課税されない可能性が高いという意見を公認会計士から受けており、これを踏まえ、第2項については原告ら案でなければ受け入れられない旨を説明し、本件別訴裁判所は、被告側弁護士及びE氏、F氏の各代理人に対し、その説明内容を伝えた。そして、第2項については、D氏らの訴訟代理人の同意の下、誤記を訂正した上で原告ら案が採用され、本件和解が成立した」。

「本件解決金は株式の売買代金の減額分を返還するものであると考えるほかない」。

3-2 被告の主張

(1) 売買代金の減額に関する税務実務の取扱い

「原告が主張の根拠とする本件通達本件質疑応答事例は、いずれも有価証券を対象とするものではない。また、原告が主張の根拠とする平成18年裁決は、有価証券の相対取引の事例であり、公開買付けの方法による本件とは事案が異なる」。

(2) 本件和解調書の記載に基づく検討

「本件別訴は、取締役の対第三者責任等の法的根拠に基づく損害賠償請求権を訴訟物としており、本件和解調書における請求の表示の記載からすれば、本件和解は、損害賠償請求権である上記訴訟物を前提に行われたといえる。そして、本件和解条項において、D氏らが連帯して原告に対し本件解決金の支払義務があることを認め（第1項）、原告はD氏及びE氏に対するその余の請求を放棄する（第9項）ものと記載されていることからすれば、上記支払義務が本

件別訴の訴訟物の一部について合意するものであることは明らかである」。

また、「本件別訴において原告が賠償金を請求した損害は、〔1〕株式対価の過大支払…、〔2〕調査委員会費用、〔3〕追加監査費用及び〔4〕課徴金の額であるところ、本件和解条項第2項において、本件解決金の支払は原告による対象会社の株式の取得対価が過大であったことを理由とするものであることが確認されている。そうすると、本件和解により、原告が本件別訴において取締役の第三者に対する責任等を根拠として主張した上記〔1〕に係る損害の額のうち1億4000万円が、損害賠償請求権として確定したものであるといえる」。「このように、本件和解条項を含む本件和解調書の記載からすれば、本件解決金が損害賠償金として支払われたものであることは明らかである」。

これに対し、原告は、本件和解において、本件解決金が本件D氏所有株式の売買代金の減額分を返還するものであることが合意された旨主張する。「しかしながら、本件別訴において、本件D氏所有株式に係る購入の代金を返還することが請求の原因とされたことはないし、本件和解調書においてもその旨の記載はない。また、本件解決金が本件D氏所有株式に係る購入代金を返還するものであるとすれば、本件解決金の支払義務はD氏のみが負うべきものであるところ、本件和解条項において、本件解決金はD氏らが連帯してその支払義務を負うものと記載されており、本件解決金の性質を上記のように解することは本件和解条項の文言と齟齬する」。したがって、「連帯債務という法律構成を選択したことは、株式の購入代金を返還するものとみることも損害賠償金とみることに整合するものといえる」。

(3) 本件和解の経緯等に基づく検討

本件和解の経緯について「原告は、税務上の理由から本件別訴原告ら条項案第2項を提案し、D氏らがこの提案の意図を認識した上で本件和解に合意した旨主張する。

しかしながら、D氏において、本件別訴原告らの提案が税務上の理由にあることを認識した

としても、和解成立のために原告が提案する文言を受入れる以上に、原告への課税が回避される法的構成に合意しなければならない理由はない。そして、D氏らは、和解成立を優先させる意向から本件別訴原告らの案の変更を求めなかったものであり、その認識としては『過大額の埋め合わせとして解決金を支払う』ことに合意したものにすぎない。したがって、本件和解条項第2項は、株式の購入代金の返還に合意したことの根拠となるものではない」。

「以上からすれば、本件和解において、本件D氏所有株式の購入代金を返還するものとして本件解決金を支払う旨の合意がされたとは認められない。」

4 裁判所の判断

(1) 売買代金の減額に関する税務実務の取扱い

「本件D氏所有株式は、原告がD氏から公開買付期間の末日に確定的に売買契約を締結して取得したと解される有価証券であるから、本件解決金の法的性質が、本件D氏所有株式の売買代金の減額分を返還するものと認められるのであれば、本件解決金に相当する金額は、本件D氏所有株式の取得価額から減額する処理をすることが許されると解される。

そして、近時の企業買収に係る契約に関する文献においても、株式譲渡契約における表明保証条項違反に基づく補償に関して、取得価額から減額する処理を認めた平成18年裁決を引用してこのような処理が紹介されていたことに照らせば、第4回和解期日の時点において、企業買収分野を取り扱う弁護士であれば、表明保証条項違反に基づく補償については損害賠償と取得価額の減額の双方の可能性があり、後者であれば当該補償金に対して課税されないこととなることを知っていた可能性が十分にあったといえる」。

(2) 本件和解調書の記載に基づく検討

「本件和解条項中に、本件解決金の支払理由は原告による株式の取得対価が過大であったことである旨確認する趣旨の条項がある点は、本件解決金の法的性質が、本件D氏所有株式の売

買代金…の減額分であることとも整合する事情である。しかしながら、本件和解条項第2項には、『原告M1（買収会社：括弧内筆者加筆）による原告M2（対象会社：括弧内筆者加筆）〔中略〕の株式の取得』の対価が過大であった旨も記載されており、対象となる株式を本件D氏所有株式に限定していない。この点は、本件解決金の法的性質が本件D氏所有株式の売買代金の減額分であることと整合しないものであるといえる。また、「本件D氏所有株式の売買代金の減額分を返還するのであれば、その支払義務は本来的には売主であるD氏のみが負うものであるが、本件和解においては…D氏とE氏及びF氏の支払義務は、区別されることなく全体として一つの連帯債務として構成されている。そうすると…本件解決金の法的性質が本件D氏所有株式の売買代金の減額分を返還するものであることと整合しないといえる」。

(3) 本件和解の経緯等に基づく検討

「〔1〕本件別訴の訴訟物は取締役の対第三者責任等による損害賠償請求権であること、〔2〕本件解決金の額が僅少なものであるとはいえないこと、〔3〕第2回和解期日において、D氏らと本件別訴裁判所は、本件解決金のD氏ら各自の負担部分について協議していること、〔4〕本件別訴D氏上申書には解決金支払の理由について確認した経緯はない旨の記載があること等からみて、それまでの和解協議において本件解決金の法的性質に関する事項について協議がされたことがわれないことに照らせば、少なくとも本件別訴原告ら条項案が提示されるまで、D氏ら及び本件別訴裁判所においては、本件解決金が損害賠償金であると認識していたとみるのが自然である」。

また、「本件解決金が本件D氏所有株式の売買代金の減額分であるとすれば、売主でないE氏及びF氏は本来的には債務を負担しないにもかかわらず、本件別訴裁判所から本件別訴原告ら条項案第2項の原告ら案について説明を受けてから本件和解成立に至るまでの間、D氏らにおいて、本件解決金につきE氏及びF氏が本来的に債務を負担しないことを前提とした検討

がされた形跡はなく、かえって…E氏及びF氏は、原告に対し、本件解決金としてそれぞれ1000万円を支払っている。本件和解の経緯に係る以上の事情は、本件解決金の法的性質を損害賠償金と解することに整合するものであるといえることができる」。

また、「一般的に、株式譲渡契約における表明保証条項違反の補償金の性質については、損害賠償金、譲渡価格の調整（減額）のいずれの考え方もありうるとされている…ところ…本件別訴における訴訟物には譲渡価格の調整（減額）としての表明保証条項違反の補償金請求が含まれていない上…第4回和解期日の席上における原告ら案の意図の説明は、本件解決金に対し課税されることを避けるものである旨にとどまり、譲渡価格の調整としての表明保証条項違反による補償金（売買代金の減額分）であるといった法的構成の下に本件解決金の支払を求め旨の明確な表示があったとはいえない。そして、同期日において本件和解が成立するまでの間に、D氏の訴訟代理人らが、本件解決金について上記のような法的構成によるものである可能性があることを認識した上での行動をとったことを認めるに足りる証拠もなく、かえってE氏及びF氏自身が本件解決金の一部を原告に対して支払っている点は、上記のような法的構成に整合しないものといわざるを得ない」。

そうすると、「本件和解成立時において、上記弁護士らやその連絡を受けたD氏らが、本件解決金の法的性質が本件D氏所有株式の売買代金の減額分を返還するものであると認識した上で、このような性質の金員としてこれを支払うことについてまで合意したものとは認められないというべきである」。

(4) まとめ

「以上のとおり、本件和解調書の記載は、本件解決金の法的性質が損害賠償金であることと整合的である一方、本件D氏所有株式の売買代金の減額分の支払であることと整合しない部分があるといわざるを得ない。また、本件和解の経緯に係る事情をみても、本件和解条項の第2項について、第4回和解期日において原告ら案

の趣旨が課税上の理由であるとの説明がされたこと等を考慮しても、これを根拠に本件 D 氏所有株式の売買代金の減額分の支払として本件解決金を支払う旨の合意があったものということではできず、かえって、本件解決金の法的性質を損害賠償金とみるとと整合する事情もうかがわれる。そうすると、D 氏らは、本件和解において、原告が取得した対象会社の株式の対価が過大であったことを理由とする損害賠償金として本件解決金を支払い、原告はこれを受領したものと認めるのが相当である」。

5 検 討

本件では、企業買収後に発覚した不適切な会計処理に関して提起された別訴で確定した「解決金」の性格について争われている。

この点に関して裁判所は、本件解決金を損害賠償金であると判断している。本件解決金が損害賠償金であれば「益金に含まれると解すべき」⁽³⁾ことになる。このような判断をするにあたり裁判所は和解調書の文言及び合意に至る過程等を詳細に検討している。

その中で、対象会社の株式の取得対価が過大であったこと等を損害として、株式譲渡者である D 氏のみならず E 氏 F 氏に対する損害賠償を提起していること等に触れ、本件解決金が損害賠償金であることとの整合性があると述べている。また、覚書の文言に本件解決金が、売買代金の減額であることと整合的な部分があることを認める一方で、D 氏のみならず E 氏 F 氏も連帯債務を負うこととなっていることは損害賠償金であることとの整合性を持つと判断している。

このような判断は、「裁判上の和解により当事者の一方が相手方に対して負担した給付義務の内容は、和解調書の文言の解釈によって定まるところ、その文言の解釈に当たっては、一般の法律解釈と同様に、文言とともにその解釈に資するべき他の事情も参酌して当事者の真意を探究し、その権利義務の法的性質を判断する必要がある。」⁽⁴⁾との判例に基づくものである。このように裁判上の和解の性格は和解調書の文言

のみならず、和解の経緯なども参酌しつつ判断され、その中で課税関係が検討されることになる。

一方原告は、本件解決金が対象会社株式の取得対価の返還であるとする根拠として国税不服審判所平成18年9月8日裁判⁽⁵⁾を挙げている。この平成18年裁判は、株式譲渡人 A と買収会社 B の間での株式譲渡契約において、株価算定の前提となった予想利益の実現と既存債権の回収等を株式譲渡人が保証し、保証項目のいずれかが真実に反する結果、被買収会社 C の資産の減少若しくは負債の増加又はその他の不利益の発生により B が損害を被ったときは、その損害額に一定の調整を加えた金額を本件株式の売買代金の減額価額とし、当該金額を A は B に返還する旨の条項が定められていたところ、上記保証事項が実現しなかったため A から B に支払われた金員が株式の売買代金の返還であるとされた事案である。

この平成18年判決と本件の相違点について考えてみたい。

平成18年裁判で問題となった金員の支払いは、表明保証契約に基づくものである。表明保証契約とは、「契約締結時（またはクロージング時）において、一定時点における契約当事者に関する事実や契約目的物の内容等に関する事実について、当該事実が真実かつ正確である旨を、一方当事者が他方当事者に対して表明し、かつその内容を保証する条項」⁽⁶⁾である。M&A のプロセスの中で、様々な資料の検討など、いわゆるデューデリジェンスが行われるが、「デューデリジェンスには時間や手続、その他の制約があり、すべてのリスクを完全かつ網羅的に把握することはできない。そのため、補完的に最終契約の段階で、売り手が表明保証契約を行うことによって、さらなる買い手のリスク軽減を図る」⁽⁷⁾ことを目的として表明・保証条項が設けられるといわれている。このように考えると、表明保証条項は株式譲渡金額の決定過程にかかわるものであるとも考えられる。

そして平成18年裁判で国税不服審判所は、「本件株式の売買契約は、売買金額に条件が付

いた契約と認められ、本件契約時においては、将来の利益という不確定な要素を売買当事者間において合意できなかったため、将来の利益が現実に確定した時に本件株式の売買代金の調整を行う趣旨であるため、原処分庁が主張する『損失の補てん』又は『一種の補てん』とは認められない。」と判断している。

本件と平成18年裁決を比べると、「解決金」の支払い請求を受けたのが株式譲渡人だけなのか、それ以外の者も含まれるのかという点に大きな違いがあると思われる。また、平成18年裁決では、株式の売買代金の決定にあたり、その根拠となった予想利益及び債権回収につき売主と買主の見解に相違が生じていたことから、その前提が達成できることを表明保証契約に盛り込んでいた。そして、その条件が達成できなかったことから表明保証契約に基づく保証を求めたものである。これに対して本件では表明保証契約に基づく請求はなされていない。表明保証契約には一般的に過去の会計処理や税務申告に対する保証条項が含まれており、本件においてもそのような条項があったと思われる。そして、本件裁判所は「第4回和解期日の席上における原告ら案の意図の説明は、本件解決金に対し課税されることを避けるものである旨にとどまり、譲渡価格の調整としての表明保証条項違反による補償金（売買代金の減額分）であるといった法的構成の下に本件解決金の支払を求める旨の明確な表示があったとはいえない。」と述べており、表明保証条項に基づく売買代金の減額請求であるという主張が行われていたとすれば、結論に影響を与える可能性があったのではないかとも思われる。

6 トラブルを未然に防ぐために

M&Aにおいては契約成立後、デューデリジェンスでは発見できなかった問題が発覚することは間々見られることである。その際の「解決金」の性格如何で課税関係は大きく変わってくる。その「解決金」の性格は、和解に至る過程を参酌しながら和解調書の文言を解釈することにより定まるものである。そのため、「株式

売買代金の減額」という構成をとるのであれば、和解の相手方の選定や進め方など和解に至る過程も損害賠償と認定されないような形式をとるよう注意する必要があると考えられる。

そして、売買代金の決定にあたり売主と買主に見解の相違があるのであれば、表明保証条項に具体的に織り込んでおき、その条項に基づく売買代金の減額請求を行うことで売買代金の減額という処理が認められやすいと思われる。

また、仮に契約書に一般的な表明保証条項しか置かれていなかったとしても、和解の席で当該「解決金」は表明保証条項に基づき発生するものであり、売買代金の減額として請求するものであるという意思表示を明確にしておくことは、当該「解決金」の性格を判断するうえで有用であると考えられる。

【今回の処方箋】

- ① 「解決金」の性格は和解調書の文言だけでなくその過程まで留意する必要がある。
- ② デューデリジェンスで不安が残った場合、できるだけ具体的な形で表明保証条項を作成する。
- ③ M&A成立後に問題が発覚した場合、表明保証条項に基づく請求を行い、当該請求が売買代金の減額請求であることを明確にする。

〔注〕

- (1) LEX/DB25585022。
- (2) https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/hikitugigl/2019/191107hikitugigl03_1.pdf 最終確認日2021年4月1日) <https://www.marr.jp/genre/graphdemiru> (最終確認日2021年4月1日)。
- (3) 金子宏『租税法(第23版)』(弘文堂, 2019年) 338頁。
- (4) 大審院昭和8年(ク)第1444号同年11月24日決定・大審院裁判例7巻民事267頁, 最高裁昭和29年(オ)第62号同31年3月30日第二小法廷判決・民集10巻3号242頁参照。
- (5) 裁決事例集72号325頁。
- (6) <https://www.corporate-legal.jp/matomes/2417> (最終確認日2021年4月1日)。
- (7) 久米雅彦『中小企業M&Aにおける財務デューデリジェンスのすべて』(きんざい, 2018年) 20頁。